

高齢者および身体しょうがい者世帯に対する

除雪サービスを受け付けます

除雪サービスは、下記の除雪サービス基準に該当する方が対象となりますので、内容をご確認になり、希望される方は申請書を提出してください。

※ 11月20日受付開始・12月1日サービス開始

利用者の負担額は、1時間あたり150円です。

例えば、作業員1人で60分除雪した場合→1人×60分=1時間となります。
作業員2人で30分除雪した場合→2人×30分=60分=1時間となります。
作業員3人で20分除雪した場合→3人×20分=60分=1時間となります。

■除雪サービス基準

対象者

以下の条件をすべて満たす方

- (1) 65歳以上の要介護認定または要支援認定を受けている方、または65歳以上の身体障害者手帳を交付されている1級から3級までの方（ただし、聴覚しょうがいの方を除きます）。
- (2) 介護保険料が第3段階以下であること（介護保険料を滞納していないこと）。
- (3) 独居世帯であること。ただし、(1)と(2)の条件を満たす方が1人以上いる世帯で、世帯員全員が65歳以上の場合は対象となります。
- (4) 子が同一敷地内に住んでいないこと。ただし、その子がこの除雪サービスの対象になる場合はこの限りではありません。また、他のサービス活動などや家主の手配にて除雪が行われる箇所は除きます。

作業内容

- (1) 玄関から道路までの最短経路を1m幅にて除雪
※住宅から物置間、自動車の駐車スペース及び屋根の雪下ろしは対象外です。
- (2) 作業を行う時刻の指定は受け付けることはできません。
- (3) 10cm以上の降雪時に実施します。

料金納付方法

安平町シルバー人材センターからご自宅へ請求書が送付されますので、期日を守って納めてください。なお、納めていただけない方については、来年度からの除雪を受け付けることができなくなりますのでご注意ください。

申請方法

申請書の用紙は、申請先窓口で用意しています。申請の際は印鑑をご持参のうえ、下記申請窓口へお越しください（電話での申込みは原則として受け付けません。ただし、どうしても事情がある方は、各地区の民生委員または健康福祉課にご相談ください）。

申請窓口

健康福祉課福祉グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

問合せ

健康福祉課福祉グループ ☎⑨7071